



令和6年度 亀岡市職員採用選考試験要項 【キャリアリターン】

亀岡市の採用選考試験【キャリアリターン】とは

過去、やむを得ず退職された元亀岡市職員(土木技術職および保育士・幼稚園教諭)に、再び正職員として勤務していただくための制度です。教養試験、SPI3 試験などの試験対策は不要で、論作文試験と個別面接のみ(保育士・幼稚園教諭は実技試験あり)で選考を行います。

また、本方式は申込可能期間が長期にわたり、選考も随時行っていく方式のため、ご自身のライフスタイルと相談しながら、じっくり考えて申し込めます。

過去に亀岡市で培った知識や経験を、ぜひ再び亀岡市で活かしてみませんか？

■ 受付期間:令和6年4月24日(水)～令和6年11月30日(土)

※原則、インターネット申込みです。

※インターネット申込みができない方は、人事課にお問い合わせください。

1 選考試験区分、採用予定人数及び受験資格など

選 考 試 験 区 分		採用予定人数	受 験 資 格
まちづくり技師	キャリアリターン方式 総合土木 (土木・農業 土木・造園) (上級) [-59]	若干名	<p>亀岡市職員（正規職員）として採用され、結婚、出産、育児、介護、転職などのやむを得ない事情により退職した人で、次の要件を全て満たす人</p> <p>①昭和40年4月2日以降に生まれた人</p> <p>②亀岡市職員（正規職員）として、3年以上の職務経験（休職、停職及び育児休業、その他休業期間を除く。）を有する人</p> <p>③採用予定日が、亀岡市職員（正規職員）を退職した日の翌日から起算して10年以内である人</p>
	キャリアリターン方式 保育士・幼稚園教諭 [-59]	若干名	<p>亀岡市職員（正規職員）として採用され、結婚、出産、育児、介護、転職などのやむを得ない事情により退職した者で、次の要件を全て満たす人</p> <p>①昭和40年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人</p> <p>②亀岡市職員（正規職員）として、3年以上の職務経験（休職、停職及び育児休業、その他休業期間を除く。）を有する人</p> <p>③採用予定日が、亀岡市職員（正規職員）を退職した日の翌日から起算して10年以内である人</p>

※いずれか1つの選考試験区分のみ受験が可能です。

※いずれの選考試験区分も障がい者の受験が可能です。受験に際して配慮が必要な場合は、申込様式に記載欄を設けていますのでご利用ください。

※募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがあります。

※受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合があります。

※国籍は問いませんが、日本国籍を有しない方については、法令により永住が認められている方又は採用予定日前日までに認められる見込みの方のみ受験することができます。

「法令により永住が認められている方」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいいます。

※地方公務員法第16条の規定による次の欠格条項のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 選考試験方法・期日・場所

それぞれの選考試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりです。また、**1次試験の集合時間などについては、受験票の交付の際にお知らせしますので、必ず確認してください。**

(1) 総合土木（上級）

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	作文試験	随時	亀岡市役所
	個別面接	随時（作文試験と同日）	亀岡市役所
2次試験	個別面接	随時	亀岡市役所
3次試験	個別面接	随時	亀岡市役所

※全ての試験日程について、詳細は受験者に別途通知します。

(2) 保育士・幼稚園教諭

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	作文試験	随時	亀岡市役所
	個別面接	随時（作文試験と同日）	亀岡市役所
2次試験	実技試験	随時	亀岡市内の施設
3次試験	個別面接	随時	亀岡市役所

※全ての試験日程について、詳細は受験者に別途通知します。

3 試験内容

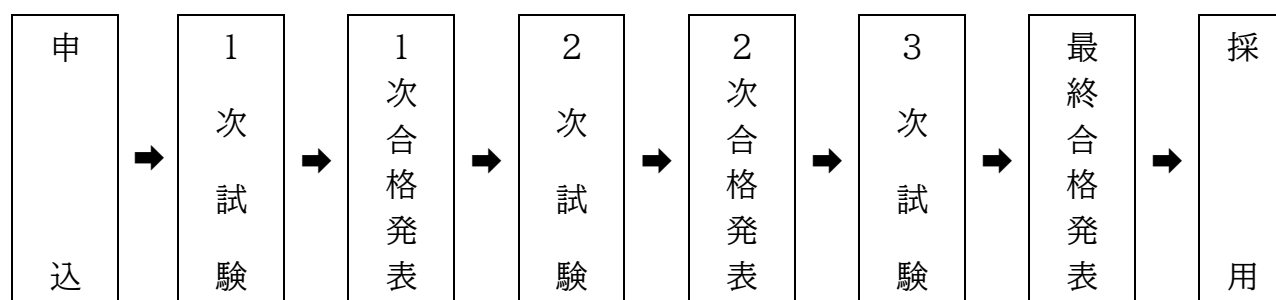
試験内容については、次のとおりです。

作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行います。 課題字数は800字、試験時間は50分です。
------	---

<選考試験受験にあたっての注意>

自然災害などの発生により、試験が中止または延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合があります。

4 採用までの流れ



- (1) 試験の結果は個別に通知します。
- (2) 最終合格者は、令和7年4月1日以降の採用を予定しています。ただし、調整のうえ、令和7年3月31日以前に採用する場合があります。

5 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、亀岡市では、日本国籍を有しない方については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就いていただくこととしております。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

- ア 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
- イ 市民に対し一方的に義務や負担を課すこととなる業務
- ウ 市民に対して強制力をもって執行する業務
- エ その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど）

≪「公権力の行使」に該当する業務の具体例≫

- 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
- 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
- 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
- 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令

(2)「公の意思形成への参画」に該当する職

亀岡市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、①ラインの副課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当します。

(3)昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

6 勤務条件など

- (1) 給与については、かつて亀岡市職員であった際の等級及び号給を基本に、亀岡市離職後の経歴等を考慮して決定します。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）などの諸手当が要件に応じて支給されます。
- (2) 配属のある主な勤務地については次のとおりです。
亀岡市役所、亀岡市上下水道部庁舎、亀岡市立保育所など（派遣などにより、市外の勤務地となる場合があります。）
- (3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付などが受けられます。
- (4) 受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。（一部特定屋外喫煙所を設けています。）

7 受験申込みの手続

インターネットから申込みをしてください。

※インターネットによる申込みができない場合は、亀岡市市長公室人事課まで問い合わせてください。

申込方法	<ul style="list-style-type: none">● <u>選考試験要項などをよく読んだ上で</u>、指定のフォームに必要事項を入力し、送信してください。● 申込みが正常に終了した場合、申込番号を記載したメールを送信します。以後の手続きに必要なので、<u>必ず申込番号を控えておいてください。</u>● 申込み後のメールが届かない場合は、人事課に問い合わせてください。● 申込内容に不備などがある場合は、亀岡市市長公室人事課から確認の連絡をすることがあります。なお、確認ができなかった場合、申込の受付ができないことがあります
------	--

<p>申込受付期間</p>	<p><u><令和6年4月24日(水)～令和6年11月30日(土)></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 11月30日(土)までに正常に到着したものに限り受付を行います。 ● 申込受付期間終了直前は、サーバーが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申込手続を行ってください。使用するパソコンや通信回線上の障害などによるトラブルについては、一切責任を負いません。 ● 申込受付期間後の試験区分の変更はできません。
<p>受験票など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込受付期間終了後に受験票などの配信をお知らせする電子メール (no-reply@logoform.jp もしくは no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp) を送信しますので、電子メールが届きましたら、速やかに受験票の印刷を行い、必要事項を記入のうえ試験当日に持参してください。

○問い合わせ先

亀岡市役所 市長公室 人事課 (市役所6階)

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話 0771-22-3131 (代表)

0771-55-9451 (直通)

